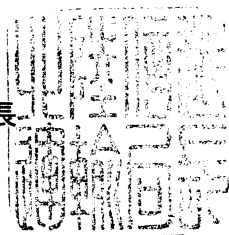




北信企交第35号
平成24年9月27日

新発田市地域公共交通活性化協議会
会長 大山 康一 殿

北陸信越運輸局長



平成24年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費
国庫補助金)に係る生活交通ネットワーク計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)の認
定及び補助額の内定について

平成24年6月29日付け地交協第12号で認定申請のあった「平成24年度 地域公共交通確保維
持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)に係る生活交通ネットワーク計画
(地域内フィーダー系統確保維持計画)」については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要
綱第18条により準用する第10条の規定により、平成24年9月26日付け国総支第35号をもって
国土交通大臣が地域公共交通確保維持事業に係る計画であるものとして認定するとともに、第18条及
び第22条により準用する第10条の規定により下記のとおり補助額を内定したので、通知する。

記

<補助内定額>

○地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金

(運行系統数) 2系統 (補助内定額) 4,342千円



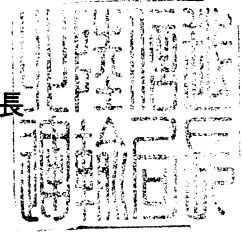


北信企交第36号
平成24年9月27日

新発田市地域公共交通活性化協議会

会長 大山 康一 殿

北陸信越運輸局長



平成25年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費
国庫補助金)に係る生活交通ネットワーク計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)の認
定及び補助額の内定について

平成24年6月29日付け地交協第13号で認定申請のあった「平成25年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)に係る生活交通ネットワーク計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)」については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第18条により準用する第10条の規定により、平成24年9月26日付け国総支第36号をもって国土交通大臣が地域公共交通確保維持事業に係る計画であるものとして認定するとともに、第18条及び第22条により準用する第10条の規定により下記のとおり補助額を内定したので、通知する。

なお、今般の補助額の内定は、生活交通ネットワーク計画に基づき事前算定された運行経費を踏まえた補助見込額を、事業の計画的・効率的実施のために予め通知するものであり、実際の補助額については、平成25年度予算の成立を前提とし、かつ、当該時点で確定した予算の範囲内においてその額は確定することとなる。

記

<補助内定額>

○地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金

(運行系統数) 2系統 (補助内定額) 9, 393千円

